

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十四号

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第二十八条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）その他の関係機関と連携し、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

第三十七条及び第四十条中「第二十九条」を「第二十八条の二」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第四十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるように、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第四十五条第二項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第四十九条第二項中「第二十七条」を「第二十七条、第二十八条、第二十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。